

第9回個人情報保護運営審議会 会議録

日 時：平成20年12月25日(木)10:00から
場 所：県庁1001会議室
出 席：倉岡会長、菊地委員、寒河江委員、津志田委員、
欠 席：金澤委員

【開会】

【倉岡会長あいさつ】

(要旨)皆様御承知のように住基ネットに関しては最高裁において合憲判決が出ておりますが、その判決に対してはいろいろな面から多々意見があるというのが実情です。今日は、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用する事務の拡大ということで御審議いただきますが、現在の実情とその必要性等から慎重に御審議いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【事務局紹介】

【協議】

(1)住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用する事務の拡大について(諮問)
(説明：事務局)

(発言内容)

倉岡会長 それでは、地域がん登録事業から審議したいと思います。御意見ございませんでしょうか。

寒河江委員 個々の事務の検討の前に、資料3の3ページの欄外に「全国では、20都県において条例制定済」ということですが、この2事務について、既に20都県において条例が制定されているということですか。

事務局 住基法第30条の8第1項及び第2項の規定により、各都道府県独自に利用する事務を規定している団体が20都県あるということで、この度お諮りしている2事務について20都県が既に条例を制定しているということではございません。ちなみに、この度お諮りしている2事務についての他県での導入状況は、地域がん登録事業については、兵庫県のみ、また、公職選挙法による届出に関する事務については兵庫県並びに岩手県で導入済みでございます。

倉岡会長 御意見の前に、質問をお聞きした方がよろしいですね。それでは、質問いかがでしょうか。

倉岡会長 地域がん登録事業において、住基ネットを利用した場合と従前のやり方で情報を収集した場合とでどのような違いが生じてくるか説明ください。

事務局 地域がん登録事業においては、17万件のデータベースのメンテナンス作業をしてい

ます。これまでは、各市町村の協力により生存状況や転出状況を確認していたわけですが、住基ネットを利用することにより、県職員自らが端末を操作することにより、生存状況等を確認することができるようになります。

- 倉岡会長
事務局
菊地委員
事務局
津志田委員
事務局
倉岡会長
事務局
事務局
寒河江委員
事務局
倉岡会長
事務局
寒河江委員
倉岡会長
事務局
事務局
寒河江委員
事務局
- 地域がん登録事業においては、生存状況と転出状況を確認することになるのですね。そうです。
- 住基ネットにがんの罹患情報も加わるというイメージでよろしいのですか。また、その場合、その情報を開示請求できるのですか。
- 住基ネット上に新たにがんの罹患情報が加わるということではございません。あくまで、地域がん登録事業でデータベース化されているデータのメンテナンスをするために、住基ネットの本人確認情報を利用するということでございます。
- 資料によれば基本4情報とは氏名、住所、生年月日、性別であります。転出状況は住所の移転でチェックできると思いますが、生存状況は、変更情報で確認することになりますか。
- 御指摘のとおり、変更情報の中で確認することになります。
- 他県において、この地域がん登録事業に、住基ネットが利用されていない理由はございますか。
- まず、前提として、独自に条例を定めている団体が20都県に留まっているという現状がございます。独自に条例を定めているこれらの団体にお聞きしますと、ほとんどの団体で利用の目論見までに至っていないということでしたが、1団体のみ本県と同様に地域がん登録事業に住基ネットを利用しようと検討に入った団体がございました。本県はがん罹患率が高いこともございまして、地域がん登録事業におけるデータベースをより正確なものにすることにより、県民の皆様には有効ながん対策としてメリットを享受していただきたいとの趣旨でこの度お諮りしているところです。
- 今の説明からすると、行政の合理化と言うよりは、住民の利便の増進あるいは健康の増進といった観点もあるのですね。
- 終局的には、住民の皆様には利益を享受していただくことが最終目的となっておりますが、住基法の2つの目的については、どちらかといえば行政の合理化かなということで、当方で整理させていただきました。委員の御指摘の観点も当然あると思います。
- 住基関係の業務に民間業者がかかわるというのはないですよ。
- ございません。
- セキュリティには万全を期していただきたいと思います。
- 県ではどのような取組みがありますか。
- 資料1の3ページにございますように、当然のことながら、保有情報の制限・利用の制限といった制度上の制限、また、外部から侵入防止が施されるなどの技術的な制限、さらに、新たに住基ネットを操作する職員に対するセキュリティ研修を実施したり、操作ログの抜き打ちチェックをしたりとセキュリティに万全を期しております。
- 職員がパソコンをもって自宅で残業した際に情報が流出したなどの事例がありましたが、このような状況に至ることはないでしょうね。
- 技術的に住基ネットと他のパソコンをつなぐことはできないようになっておりますので、そういった心配はございません。また、これまでそのような状況に至った事案は

発生しておりません。

倉岡会長 操作する職員とは具体的に誰なのですか。

事務局 それぞれの業務担当課の担当者になります。

この度の2事務についていえば、地域がん登録事業については、健康福祉部保健薬務課の担当職員であり、公職選挙法による届出に関する事務については、市町村支援課内にあります選挙管理委員会事務局の担当職員と各総合支庁にある地方事務局の担当職員ということになります。

倉岡会長 住基ネットを操作していた職員が、異動した場合、住基ネットを利用して知り得た情報についての守秘義務はどうなりますか。

事務局 異動後も守秘義務が課されます。

倉岡会長 その他ございませんか。

津志田委員 結局こういうものは、やり方、手段が代わることなのですよ。今まで書類でやっていたものを、住基ネットで作るという、方法の違いなのですよ。資料に作業の仕方が記載されていないので、いろいろ憶測されてしまいます。イメージしやすい資料があればもっと理解が早いのかなと思います。

菊地委員 セキュリティの面をきちんとしながら、2つの事務について追加しても良いのではないかと思います。

倉岡会長 他の委員の方々いかがでしょうか。

異論ないということで、当審議会の委員の間では、特別問題ないということです。ただし、セキュリティには万全を期していただきたいということです。

当審議会としては、本件案については適当と認めることといたしまして、答申書については、会長に一任していただくということでよろしくお願いします。

それでは、その他に移りますが、事務局からなにかございますか。

(2) その他 事務連絡(説明:事務局)

(発言内容) - 省略 -

倉岡会長 その他ございませんか。

では、ございませんようですので、本日の審議会はこれで終了します。ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。

【終了】 11時00分